



千葉大学ユニオンニュース 第78号 2013年4月26日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス総合校舎G号館401室 メール：cuu@e-mail.jp

電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）

☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

ユニオンはみなさんのご加入をお待ちしております。

あらたに千葉大学に就職・異動されたみなさん！千葉大学ユニオンに加入しましょう。私たちは、教職員が明るく働くことができる職場をつくることを目的に、活動しております。

千葉大学ユニオンにぜひご加入を（ご案内）

千葉大学ユニオンは、常勤・非常勤、教員・職員を問わず、千葉大学で働いておられる方であれば、どなたでも加入できる労働組合です。職場の労働条件の改善をはかるため、大学の組織から独立して教職員が自主的に運営を行っています。

みなさんは、新しい職場に来られて契約の内容や就業規則等の説明を受けたことと思います。しかし、それらの説明が不十分だったり、担当者にも周知徹底されていないこともあって、受けられるべき処遇や福利厚生についての情報を持たないまま、千葉大学での勤務を続けておられる方も多いと思います。ユニオンでは、それらの問題点を取り上げてユニオンニュースで解説したり、周知徹底をはかるように大学に申し入れたりしてきました。

職場にはさまざまな問題がありますが、一人ひとりの労働者では解決の難しいことでも、ユニオンを通じて改善に取り組むことで解決できることがあります。これまでに、教職員の待遇や労働条件の改善などで、大学に要望を出し交渉を行うことで、多くの成果を得てきました。去年は、大学による教職員の給与削減案に反対し、団体交渉を通じて7月からの給与削減を延期させ、一部教職員の給与削減対象から除外させるといった、一定の成果を得てきました。これらの活動はユニオンニュースに公開しております。過去のニュースはユニオンHP (<http://www.age.cc/~cuu/>) をご覧ください。

働きやすい職場、働きがいのある職場をつくるためには、私たち教職員自身が意見を出し合い、ともに取り組むことが欠かせません。ユニオンのHPで規約をご覧になり、本ニュース裏面またはHPの加入書に必要事項をご記入の上、ファックス（043-290-2234）や学内便でユニオン事務局（西千葉キャンパスG号館401室）宛にお送りください。教職員のみなさんから加入や相談を受けた場合でも、そのことを職場に伝えたり、了承なしに大学と交渉したりすることはありません。皆さんの加入を心よりお待ちしております。（千葉大学ユニオン第9期委員長 亀尾浩司）

就業規則変更等についての要望書とその回答

千葉大学ユニオンは、下記の通り、昨年度行われました大きな就業規則の改正に関する説明会の開催を要望しました。その要望書ならびに回答は下記の通りです。

2013年3月8日

千葉大学長
齋藤 康 殿

要 望 書

千葉大学ユニオン第9期委員長 亀尾 浩司

平素よりの大学運営のご尽力に、敬意を表します。

さて、今年度は様々な労働条件の重大な変更がありました。これらに対し、千葉大学ユニオンは、時に団体交渉を申し入れるとともに、要求書や質問書によっても善処を求めてきました。しかしながら、教職員にとってあまりにも重大な不利益変更が相次いでいるため、何度も繰り返して対応や要求をせざるをえない状況は変わっておりません。そこで、今回は以下の2点について、要望いたします。

(1) 改正労働契約法をうけた就業規則等の改正について

昨年8月に改正された労働契約法をうけて、現在、千葉大学はこれに対応すべく就業規則等の改正に向け準備をされていると理解しています。この就業規則等の改正は大変大きな変更であり、当事者だけではなく、非常勤としての勤務をお願いしている学内各部局の教職員にとっても、その影響は甚だしく大きいものです。また、この改正にはいわゆる「不利益変更」が含まれておりますので、千葉大学ユニオンとしましては、必ずしも賛成ではありません。

一方、今回の労働契約法の改正とこれをうけた就業規則等の改正については、昨年から教育研究評議会等で説明がなされているようですが、これをうけての教授会等での説明は、部局によりその濃淡にかなりの差があり、しかもその説明内容も十分ではありません。現に千葉大学ユニオンに対しても、今回の法改正をめぐって多くの教職員から質問や相談が寄せられており、今後も混乱が生じる可能性がきわめて高いと危惧されます。そこで、まずは今回の労働契約法の改正をうけた千葉大学としての対応について、教職員に対する説明会を開催することを要望します。

(2) 臨時給与削減ならびに退職手当削減について

千葉大学ユニオンとしては、昨年の臨時給与削減ならびに退職手当削減が労働契約法第9条により認められないものとする立場に変わりはありません。また、不利益変更を行おうとする際に労働契約法第10条に定められた説明要件を十分に満たしているとも考えておりません。これまでに千葉大学から頂戴した回答書でも、これらの件についての千葉大学独自の見解を伺い知ることは難しいと考えます。さらに、既に報道されている人事院勧告（55歳以上の国家公務員に対する昇給停止）などの国家公務員に対する過度とも思える経費削減の流れを考えると、独立した法人でありながら常に国家公務員と横並びで影響を受ける我々の立場からすれば、今後もさらに我々の生活を直撃するような不利益変更を強いられる可能性を大変強く危惧しております。

このような中で、千葉大学の教職員がこれまで以上に各人の職務に誇りを持って取り組むためには、まずは千葉大学の役員が、教職員とこれまで以上に密なコミュニケーションを図ることで、

教職員の「ワークモチベーション」を維持・向上させていく取り組みが必要不可欠であると考えます。

もちろん、これまでも過半数代表等に対してご説明をいただいていることは存じておりますし、昨年12月18日付の学長による一斉配信メールについても評価をしております。しかし、臨時給与削減ならびに退職手当削減の件は、昨年度に全学規模で説明会が開催された裁量労働制の導入以上の重要案件であることを考えると、裁量労働制の導入時よりも広範囲かつ十分な説明会の開催を重ねて要望しないわけにはいきません。とりわけ臨時給与削減については、その後の経緯が明らかになっているはずですが。こうした経緯を含めて、千葉大学の置かれた立場や、削減の財務上の必要性等を詳しくご説明いただき、教職員の理解を得るように要望します。

以上、説明会の開催の可否について、早急にご回答いただきたく、お願いいたします。千葉大学ユニオンとしましては、これらの要望に応じていただけると信じておりますが、万が一、教職員に向けてのこれ以上の説明は行わないというのであれば、その理由についても併せてご回答いただければ幸いです。

なお、ご回答内容については千葉大学ユニオンが発行するニュースに掲載する予定であることを、申し添えます。

以上

平成25年3月21日

千葉大学ユニオン第9期委員長 殿

千葉大学長
齋藤 康

要望書への回答について

2013年3月8日付けで要望のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- (1) 改正労働契約法をうけた就業規則等の改正について及び
- (2) 臨時給与削減ならびに退職手当削減について
(回答)

今回の改正労働契約法就業規則等の改正については、部局長連絡会等の会議で周知するとともに、ユニオン及び過半数代表者に対して説明会を開催しており、また、先に実施された臨時特例法に基づく給与減額及び退職手当の減額については、会議等において説明するとともに、学長からのメッセージを一斉メール配信により全教職員に周知したところです。

つきましては、臨時特例法及び退職手当の改正と同様に、学長からのメッセージを一斉メール配信により全教職員に周知していきたいと考えております。

なお、各部局の事務担当者には、説明会を開催し改正内容について説明しておりますが、ご不明な点がある場合には、下記までお問合せくださいますようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

○改正労働契約法関係

企画総務部人事課人事計画係

TEL : 043-290-2028

E-mail : bcf2028@office.chiba-u.jp

○臨時特例法又は退職手当関係

企画総務部人事課人事給与係

TEL : 043-290-2105

E-mail : bcf2105@office.chiba-u.jp

ユニオンによる解説：

要望書は、昨年度の給与削減や退職金に関する改正の影響はあまりにも大きいにもかかわらず、十分な説明がなされないまま実施されたことに対し、さらなる説明会の開催を要求したものです。しかしながら、この回答を読む限り、大学側はこちらの要望に答えることもなく、全教職員への説明会を開催する気は相変わらずないようです。この回答の直後の3月25日に、学長からのメッセージを一斉メールにより全教職員に配信したことは、ユニオンの再三の説明会要請に対して、僅かながら応えようとしたと言えるかもしれませんが、大学側と教職員側との相互理解に関する意識のずれはどのようにも埋まらないようです。ユニオンとしては今後とも教職員に対する説明責任を果たすよう、要求を繰り返します。

ユニオンを去るにあたって

長年、ユニオンにご尽力いただいた退職者の方々のうち、佐藤和夫さんからメッセージをいただきました。佐藤さんは、かつて教養部の組合で委員長を務められ、1991年の学長会見で旧姓使用を要求するなど、千葉大の教職員の就業条件の改善に努めてこられました。本当にありがとうございました。

※ ※ ※ ※ ※ ※

1982年に千葉大学に赴任してきた当初の所属先は教養部でした。当時は、全学規模の組合も存在せず、組合は若い世代の意見をいう場所というような位置付けもありました。ですから、要求を出す時も、2、3の学部での組合の共同での要求という形であったので、大学当局からも正式な大学の構成組織としてどの程度認められるのかという不安さえありました。

そのなかでも、結婚した人たちなどの旧姓使用の要求は、当時やっとなんかそういう要求が社会的に知られ始めたばかりで、そもそも大学側がまともに取り合ってくれるものかと半信半疑で提出した要求でした。ところが、提出してみると、あっさり要求が認められ、驚いた記憶があります。

私はその経験から、どんな要求も、願っているものは言葉に出していくことの重要さを学びました。そして、経営者や大学本部側というものを、一括りにして、偏見を抱いたり、敵扱いしたりしてならないことを学びました。

幸い、今日、ユニオンは、生協などとともに、大学の構成団体として認められるようになりました。ユニオンが、メンバーの中に潜んでいる要求を汲み上げ、大学での研究や生活に必要な願いを汲み取る組織として、一層の発展を遂げることを心から願っています。
(元教育学部・佐藤和夫)

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 亀尾浩司 殿

千葉大学ユニオン規約*を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。 2013年 月 日

ご氏名:

ご所属:

ご連絡先:(メールアドレス)

(内線番号)

*千葉大学ユニオン規約は千葉大学ユニオンHPをご参照ください。